

輸血同意書の取得日が院内規定を逸脱したまま輸血が実施された事例

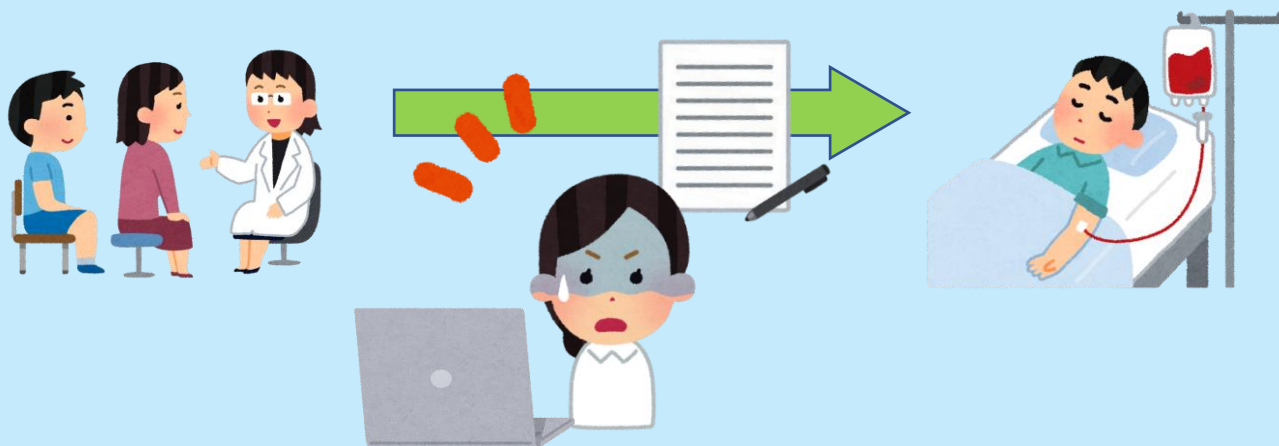
【今回の事例】

院内の規定では、輸血同意書は入院毎または新たな手術に際し、血液製剤毎に取得するが、化学療法などで輸血を繰り返す場合は、プロトコール毎に最長1年の範囲で1回の取得でよいとされていました。

治療の過程で定期的に輸血が行われていた患者に、輸血同意書の取得の有無のみを確認して輸血が実施されました。しかし、次の輸血時に輸血同意書の取得日を確認したところ、前回の輸血が院内規定を逸脱した1年以上前の輸血同意書によって行われたことが発覚しました。

後日、**輸血同意書の取得不備としてインシデント報告**が上がりました。

*ご本人・家族に事情をよく説明し、理解を得た上で、改めて同意書を提出いただきました。



《輸血の同意書取得が古い日付けのものだった・・・》

【事例から考えるポイント】

- ・ 定期的に輸血マニュアル手順の周知徹底をしましょう。
- ・ 多職種で同意書の取得日までの確認をしましょう。
- ・ 電子カルテシステムを活用した運用を検討しましょう。

輸血療法部会では、輸血関連インシデント事例を解析、発信し、安全な輸血療法の発展に貢献します

長野県献血推進協議会 輸血療法部会

事務局 薬事管理課

026・235・7159

長野県赤十字血液センター

026・214・8194

Mail:yuketsu-ryouhou@kts.bbc.jrc.or.jp

当部会のホームページ：<https://www.pref.nagano.lg.jp/yakuji/kenko/iryoyiyakuhin/yuketsuryouhou.html>